

とくべつけいほうおよ ぼうふうけいほう ぼうふうせつけいほうはつれい じ  
**特別警報及び暴風警報・暴風雪警報発令時における**

りんじきゅうぎよう し  
**臨時休業などについてのお知らせ**

ひ 日ごろより本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

さて、川崎市では「特別警報及び暴風警報・暴風雪警報」が発令された時の児童の安全確保について、次のように対応しておりますので、お知らせいたします。内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

1. 神奈川県かながわけんのいずれかの市町村等しちようそんなどに「特別警報及び暴風警報・暴風雪警報」が午前6時の時点で発令された場合、あるいは発令が継続されていた場合は、児童の安全確保のため、当日一日を臨時休業(休校)とします。この場合、当日の朝に電話連絡等でお知らせすることはしない予定ですので、あらかじめご承知の上、天気予報等に十分ご注意ください。
2. 「特別警報及び暴風警報・暴風雪警報」以外の警報(「大雪警報」「大雨警報」等)が発令された場合などについては、その状況に応じて学校として判断を行い、保護者の皆様に情報配信システムで、お知らせいたします。
3. 児童の登校後「特別警報及び暴風警報・暴風雪警報」が発令された場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。ただし、下校する時間が台風の襲来などと重なる恐れのある時などは、児童を学校で待機させるなどの安全措置を講じることがあります。また、「特別警報及び暴風警報・暴風雪警報」以外の警報が出た場合、授業時間を繰り上げるか(途中で下校させるか)どうかについては、その都度学校が判断します。授業時間を繰り上げることになった時は、情報配信システムでお知らせします。
4. その日一日を臨時休業(休校)と決定した場合、天候が回復しても途中からの登校はさせないようお願いいたします。昼食の準備その他、混乱することが想定されるからです。

※ 午前6時の段階で、「特別警報及び暴風警報・暴風雪警報」が発令されていない場合は、学校では児童を受け入れる体制になっています。通学路の状況などをご判断いただき、児童の安全を第一に登校させてください。登校を見合わせる場合は、家庭学習として欠席扱いにはいたしません。

※ わくわくプラザは「特別警報及び暴風警報・暴風雪警報」発令の時点で閉室となります。詳しくはわくわくプラザにお問い合わせください。

※ このお知らせは、ご家庭内で保管(掲示)をしてください。